

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 6 号

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和 3 4 年茅ヶ崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項中「令和 7 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第 6 条第 1 項の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。